



www.facebook.com/batamocchiaikoukai

10月18日~24日は行政相談週間です!

行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受け、行政サービスに関する苦情や意見・要望をお伺いし、皆さんと関係機関等の間に立って、その解決を図る「行政と住民のパイプ役」です。

下記日程の行政相談所で、お気軽にご相談ください。
★行政相談週間にあわせて、特設行政相談所を開設します

日時 10月19日(火) 9時~12時
場所 北秋田市民ふれあいプラザコムコム
行政相談委員 河田弘美さん 畠山尋子さん 小林節子さん 渡辺幸子さん

毎月、行政相談所を開設しています	
鷹巣地区 日時 毎月第1金曜日 13時~15時 場所 北秋田市交流センター	森吉地区 日時 毎月第4金曜日 10時~12時 場所 森吉生活支援ハウス
合川地区 日時 毎月第1金曜日 13時~15時 場所 ことぶき荘	阿仁地区 日時 奇数月第1水曜日 10時~12時 場所 阿仁総合窓口センター 日時 偶数月第1水曜日 10時~12時 場所 大阿仁出張所

☎ 総務課総務係 ☎62-1111

11月7日(日)ブラウブリッツ秋田 vs 栃木SCの試合に北秋田市在住の方(先着200名)を無料でご招待します!!

日時 11月7日(日) 13時試合開始
会場 ソユースタジアム
秋田市八橋運動公園 1-10

当日は20店舗ほどの屋台が出店し、たくさんのグルメをご堪能いただけます!(10時30分オープン)
ぜひこの機会にサッカー観戦をお楽しみください!

対戦相手 栃木サッカークラブ(栃木SC)
申込方法 下記QRコードを読み込み、必要事項をご記入のうえ、お申込みください。
申込期限 11月3日(水) 23:59まで



☎ ブラウブリッツ秋田 ☎018-874-9777

おしらせ

■米代川の伐採木を提供します

提供条件 提供日時に引き取りが
ること
営利目的でなく自家消費す
ること
受付期間 10月12日(火)~14日(木)
9時~16時
提供日時 10月28日(木)、29日(金)
9時~16時
10月30日(土) 9時~12時
提供場所 北秋田市今泉地先
大館市板沢地先
※申込時に官製はがきまたは63円切手
を貼ったはがきを持参してください。
※申込みは1世帯1回代表者が直接行
うことが必要です。
※応募者多数の場合は抽選となります。
☎ 能代河川国道事務所鷹巣出張所
☎62-1226

■STOP! 稲わら・もみ殻焼き

10月1日から11月10日までの間は、
秋田県公害防止条例により全面禁止と
なります。
視界不良による交通事故や健康被害
にもつながりますので、焼却は絶対
にやめましょう!
☎ 生活課環境係 ☎62-1110

■職場のトラブルで悩んでいませんか?

個々の労働者と使用者との間でお
きた労働トラブルを、労働委員会の委員
の中から選ばれたあっせん員が、話し
合いによりトラブルが解決されるよう、
無料でサポートします。あっせんは非
公開、秘密厳守で行われます。職場のト
ラブルでお悩みの方は、お気軽にお問
合せください。
☎ 秋田県労働委員会事務局
☎018-860-3284

■消費生活セイフティ講座受講者募集

安全・安心な消費生活を送るための
必要な知識を学ぶため「高貴幸齢社会
をめざすライフプラン」のテーマのも
と、講座を開催します。
講師 伊藤晴美氏
(秋田県金融広報アドバイザー)
日時 10月26日(火) 14時~15時30分
会場 大館市立中央公民館
申込 電話またはFAXで①お名前②住
所③連絡先電話番号をお知らせ
ください。(30名/先着)
申込締切 10月20日(水)まで
☎ 秋田県生活センター北部消費生
活相談室
☎0186-45-1041
FAX0186-43-2270

■県有財産売却のお知らせ

未利用となっている県有地を売却し
ます。売却物件の一覧や詳細について
は、県の公式ウェブサイト「美の国あき
たネット」をご覧ください。
☎ 秋田県財産活用課
☎018-860-2735



■「多重債務相談窓口」のご案内

東北財務局秋田財務事務所では、借
金を抱えお悩みの方々からの相談に
応じています。
相談者が抱える借金の状況をお聞き
するとともに、必要に応じ弁護士・司法
書士などの専門家に引継ぎを行います。
相談は無料です。
相談窓口
東北財務局秋田財務事務所理財課
(秋田第二合同庁舎3階)
受付時間
月~金曜日(土日祝、年末年始除く)
8時30分~12時 13時~16時30分
☎ 東北財務局秋田財務事務所理財課
☎018-862-4196

■あなたの遺言書を法務局が大切に保管します

法務局では、昨年7月10日から「自
筆証書遺言書」を保管する業務を取り
扱っています。
自ら作成して自宅などで保管する自
筆証書遺言書は、それを作成した人が
亡くなった後、遺言書の信ぴょう性や
遺言内容をめぐって紛争が生じたり、
相続人が遺言書の存在に気付かないま
ま相続手続きを進めてしまう可能性
があるなど、不安な点もあります。
法務局が取り扱う遺言書保管制度は、
手軽で自由度が高いという自筆証書遺
言書の利点そのままに、遺言者が亡
くなった時には、法務局が遺言書を保
管していることを相続人に通知するほ
か、家庭裁判所による検認が不要にな
るなど、自分の最終意思の実現と円滑
な相続手続きにつながる制度になって
います。
詳しくは、法務省HP「遺言書保管制
度」をご覧ください。か、秋田地方法務局
大館支局にお問合せください。
☎ 秋田地方法務局大館支局
☎0186-42-6514

■「秋田内陸線のりものまつり」および「秋田内陸線阿仁のごつつおまつり」の代替イベントの中止について

今年度「秋田内陸線のりものまつり」
と「秋田内陸線阿仁のごつつおまつり」
の事業を統合し、感染防止対策を徹底し
たうえでの代替イベント開催を検討し
ていましたが、県内の新型コロナウイルス
感染症の状況を鑑み、来場者および
関係者の皆さまの安心・安全を最優先と
するため、開催中止を決定しました。
開催を楽しみにしていた皆さまには
深くお詫び申し上げます。
☎ 秋田内陸線のりものまつり実行委員会
秋田内陸線阿仁のごつつおまつり実行委員会
☎82-2114(北秋田市内陸線再生支援室)